

## 宇部市文化芸術振興条例(仮称)検討委員会の傍聴要領

### 1 受付

- 傍聴については、当日、先着順で受付を行います。
- 会議開始時間の30分前から5分前までに直接会場にお越しいただき、受付簿に住所及び氏名を御記入の上、御入場ください。
- なお、座席に限りがあるため傍聴できない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。
- また、受付終了後の入場はできません。
- 新聞やテレビ等の報道関係者は受付不要ですが、下記の留意事項については遵守をお願いします。

### 2 留意事項

- 会議の傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守して下さい。これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。
- なお、銃器その他の危険なものを持っている人、酒気を帯びている人その他秩序を乱すおそれがあると認められる人の傍聴はお断りいたします。

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。
- 2 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにすること。
- 3 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等を使用しないこと（報道関係者を除く）。
- 4 静粛を旨とし、会議における発言に対し賛否を表明し、又は拍手をする等、会議の妨害になるような行為をしないこと。
- 5 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧しないこと。
- 6 傍聴中、飲食及び喫煙をしないこと。
- 7 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き慎むこと。
- 8 委員長及び事務局職員の指示に従うこと。

※なお、会議中に会議の秩序が維持できなくなった場合又は緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議の途中でも非公開とする場合があります。